

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
住民票の記載事項	県ファミリーシップの宣誓をされた方を親族として取り扱うこととし、申し出により続柄を「縁故者」へ変更することができる。	○			住民課 (代)0569-82-1111 (内線)256
税務証明等の交付、閲覧	県ファミリーシップの宣誓をされた方が、本人の代理として税務証明等を請求することができる。	○		交付等請求に来られた方の本人確認あり	税務課 (代)0569-82-1111 (内線)250
町営住宅への入居	県ファミリーシップの宣誓をされた方を、契約者の親族として取り扱うこととし、町営住宅への入居(同居)を可とする。	○			都市整備課 (代)0569-82-1111 (内線)246